

第6回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日 時 令和元年8月6日(火) 10:30～11:40
- 2 場 所 赤穂市役所 6階 大会議室
- 3 出席者
- (1) 委 員
- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 藤本 大祐  | 赤穂市副市長【会長】        |
| 岸本 慎一  | 赤穂市総務部長           |
| 東南 武士  | 赤穂市教育委員会 教育次長(管理) |
| 村上 正弘  | 株式会社ウエスト神姫        |
| 水田 節男  | 公益社団法人 兵庫県バス協会    |
| 守岡 正彦  | 赤穂タクシー株式会社        |
| 西川 英也  | 赤穂神姫タクシー株式会社      |
| 佐用 大輔  | 御崎タクシー株式会社        |
| 沖 知道   | 赤穂市自治会連合会【副会長】    |
| 島田 裕弘  | 赤穂市自治会連合会         |
| 眞殿 としみ | 赤穂市女性団体懇話会        |
| 室井 久夫  | 赤穂市老人クラブ連合会       |
| 富加見 紀彦 | 株式会社ウエスト神姫労働組合    |
- (2) 専門員
- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 富田 和彦 | 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部：代理  |
| 松田 和馬 | 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課：代理 |
| 木村 圭祐 | 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所      |
- (3) 事務局
- 平野市長公室長  
山内企画広報課長  
玉木企画政策係長  
門口企画広報課主事  
西浦観光監兼観光推進担当課長事務取扱  
平松観光係長  
西原産業観光課主事
- 4 欠席者
- (1) 委 員
- |       |             |
|-------|-------------|
| 有吉 一美 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 多田 憲子 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
- (2) 専門員
- |       |             |
|-------|-------------|
| 村上 正治 | 兵庫県赤穂警察署交通課 |
|-------|-------------|
- 5 会議の概要
- (1) 開会

- (2) あいさつ
- (3) 委員、専門員等紹介
- (4) 事務局紹介
- (5) 報告事項
  - ① 赤穂市のバス運行状況について
  - ② 赤穂市のデマンドタクシー運行状況について
  - ③ 赤穂市地域公共交通会議第7回分科会報告について
- (6) 協議事項
  - ① ゆらのすけ増便（案）について
  - ② バスの運行に関する要望について
  - ③ 路線バス（ウエスト神姫）の運賃改定について
- (7) その他
- (8) 閉 会

## 6 議事の概要

### 事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第6回赤穂市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、遠方にも関わらず、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の平野です。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議に傍聴の申し出がございませんので、このまま進めさせていただきたいと思えます。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議会長であります、藤本副市長からごあいさつを申し上げます。

### 会長

皆様、おはようございます。副市長の藤本でございます。皆様には、大変お忙しいところ、また、非常に厳しい暑さの中、赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、各般に渡りご理解、ご協力を賜わっておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、人口減少が地域の大きな問題となる中、それぞれの地域で市民が安心して住み続けることができる社会をつくりだしていくことが、最優先の行政課題となっております。

特に、公共交通は、地域住民の足として、市民の皆様の日常生活に大きな影響を及ぼすものでありますので、バスやタクシー、JRも含めた地域全体の利便性の向上が求められております。

本市におきましては、バス交通不便地域の解消、高齢者等の移動手段の確保などのため、平成17年10月からコミュニティバス「ゆらのすけ」を運行し、また、定

住自立圏構想推進事業として、隣接する上郡町及び備前市の3市町で、「圏域バス」を運行しております。

さらに平成28年7月からは、有年地区においてデマンドタクシーを運行するなど、市民の皆様の利便性の向上に努めてきたところでございます。

本日は、ゆらのすけの増便やバスの運行に対する要望などについて、先にご検討をいただいた分科会からの報告をいただき、改めまして、全体会として皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

続きまして、次第3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。今年度初めての会議であり、各団体の役員変更などにより代わられた方もおられますので、ご紹介したいと思います。本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

委員・専門員

(自己紹介)

事務局

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

事務局職員

(自己紹介)

事務局

委員並びに専門員、事務局の紹介は以上です。

なお、本日、赤穂市老人クラブ連合会の有吉一美様、同じく多田憲子様、兵庫県赤穂警察署交通課の村上正治様につきましては、欠席の連絡を受けております。

それでは、この後の進行につきましては、会長の藤本副市長にお願いしたいと思います。

会長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。

次第5の報告事項に入ります。

初めに(1)の赤穂市のバス運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料1「赤穂市のバス運行状況」の1ページをお願いいたします。

はじめに、市内循環バス「ゆらのすけ」について、であります。

導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ること、としております。

つぎに、運行概要ですが、運行方式の計画主体は赤穂市、運行主体は株式会社ウ

エスト神姫となっております。

運行開始は、平成 17 年 10 月から、有年地区から市街地を結ぶ南北ルート A、南北ルート B、福浦地区から市街地を結ぶ東西ルート、翌平成 18 年 7 月から高野ルート、平成 26 年 3 月からみどり団地ルートを設定して、運行しております。

運行日は、月曜日から土曜日の週 6 日で、運休日は、日曜日と 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始となっております。

運賃は、1 回の乗車につき 100 円で、小学生未満の方は無料となっております。また、ルートにつきましては、表の 1 から 5 の 5 ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に 1 日 3 往復しております。時刻表につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

2 ページをお願いいたします。

こちらは「ゆらのすけ」の路線図であります。上の赤色が南北ルート A、その左、緑色が南北ルート B、中ほど右、橙色が高野ルート、真ん中下、紫色がみどり団地ルート、その左、青色が東西ルートとなっております。

次の 3 ページは、ゆらのすけのダイヤグラム（運行図表）となっております。

続きまして、4 ページをお願いいたします。「ゆらのすけ」の利用者数の推移について、であります。

平成 17 年 10 月の運行開始から平成 30 年度末までの総数と、ルート別利用者数となっております。はじめに、左下、総数ですが運行開始から平成 30 年度末の利用者は、累計 31 万 579 人となっております。

内訳といたしましては、その右、南北ルート A が 8 万 3,054 人、南北ルート B が 9 万 8,251 人、東西ルートが 7 万 4,669 人、高野ルートが 4 万 5,189 人、みどり団地ルートが 9,416 人となっております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

こちらは、1 日当たり及び 1 便当たりの利用者数についてであります。左下、総数におけます 1 日当たりの利用者数は 74.8 人で、その右、1 便当たりの利用者数は 8.2 人となっております。

平成 25 年度までは、1 便当たり 10 人から 12 人で推移しておりましたが、平成 26 年 3 月にみどり団地ルートを新設したのとあわせて、南北ルート B、東西ルート、高野ルートをそれぞれ運行日等を増便したことによりまして、平成 26 年度から総数といたしまして、1 便当たりの利用者数が約 3 人程度減少しております。

つぎに、内訳といたしましては、その右、南北ルート A が、  
1 日当たりの利用者数 60.0 人、1 便当たりの利用者数 10.1 人、  
南北ルート B が、  
1 日当たりの利用者数 59.7 人、1 便当たりの利用者数 10.5 人、  
東西ルートが、  
1 日当たりの利用者数 53.9 人、1 便当たりの利用者数 10.1 人、  
高野ルートが、

1日当たりの利用者数 34.5人、1便当たりの利用者数 7.4人、みどり団地ルートが、1日当たりの利用者数 18.0人、1便当たりの利用者数 2.8人となっております。

6ページから7ページは、今ご報告いたしました各ルートごとの1日当たりの利用者数と、1便当たりの利用者数を、各年度に分けて、グラフにしたものでございます。

また、8ページは、無料客を除いた平成30年度のルート別、停留所別乗降状況となっております。

こちらを見ますと、やはり買い物を目的としたイオン赤穂店や、市民病院への通院、また播州赤穂駅で乗降する方が多いことがわかります。

続きまして、9ページをお願いいたします。運行経費について、であります。

平成19年度から平成30年度までの運行経費について記載しております。

平成19年度から平成24年度までは、運行費用は1,000万円前後で推移しておりました。

しかし、平成25年度は、平成26年3月からみどり団地ルートの新設や運行日等を増便いたしましたので、それ以降運行費用が増加しております。

また、平成28年度は6月から東西ルート福浦地区、寺西・寺西集会所の追加による運行距離の延長、さらに高野ルートにおきましても、坂越地区、浜社宅・アース製薬前・大泊の追加により運行距離が延長したこととあわせて、それに伴う標柱の作製等の費用が発生したことから、運行費用が増加しております。

なお、運行費用の財源内訳といたしましては、概ね運賃が14%、市補助金が85%となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」について、であります。

はじめに導入目的ですが、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ることとしております。

また、運行概要としまして、運行方式は、計画主体：東備西播定住自立圏形成推進協議会、運行主体は、株式会社ウエスト神姫であります。

運行は、それぞれ平成24年2月27日から上郡ルート、平成24年3月5日から備前ルートを設定し、運行しております。

また、運行日は月曜日～土曜日の週6日、運休日は日曜日と12月29日から1月3日の年末年始となっております。

運賃は、1回の乗車につき、赤穂市内、上郡町内は100円、備前市内は200円で、市町域を超えた場合は200円、小学生未満の方は無料となっております。

また、ルートにつきましては、表の1の上郡ルートと2の備前ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に1日2往復いたします。

時刻表につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

また、11 ページは「ていじゅうろう」の路線図となっております。

次に、12 ページは「ていじゅうろう」のダイヤグラム（運行図表）となっております。

続きまして、13 ページをお願いいたします。「ていじゅうろう」の利用者数の推移について、であります。

左から3番目の利用者総数ですが、平成23年度から運行を開始し、年々少しずつ増加いたしまして、平成25年度は1万93人の方々にご利用いただきました。

また、平成26年3月に上郡ルートに新たに新町を追加し、平成26年度、平成27年度と1万2千人台で推移しておりましたが、平成28年度には再び減少いたしまして、1万789人となっております。

平成29年度からまた少し利用者が増えて、平成30年度は1万1,803人となっております。

「ていじゅうろう」の運行経費につきましては、東備西播定住自立圏形成推進協議会が負担しております。

1枚めくっていただきまして、14 ページには、「ていじゅうろう」の平成30年度のルート別、停留所別乗降状況を記載しております。

こちらを見ましても、左側、上郡ルートの利用者の多くは18番のイオン赤穂店や20番の市民病院、右側、備前ルートの利用者の多くは30番のイオン赤穂店で乗降されていることがわかります。

次に、15 ページから18 ページまでは、赤穂市内を走っております株式会社ウエスト神姫の路線バスの路線図、時刻表などの資料となっております。

また、19 ページには、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している、すべてのバスの路線図を掲載しております。

続きまして、20 ページをお願いいたします。こちらは、赤穂市の国勢調査人口と、年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分の人口と割合となっております。

また、21 ページには、地区別人口及び高齢者（65歳以上）の人口比率となっております。参考までに、ご覧いただければと思います。

赤穂市のバスの運行状況につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

会長

無いようですので、次に、(2)の赤穂市のデマンドタクシー運行状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2 デマンドタクシー（うね・のり愛号）運行状況の1ページをお願いいたします。

はじめに、①導入目的につきましては、高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の宮前停留所まで、また自宅から、有年診療所、有年公民館、JR有年駅までの間を、中型車両（セダン型）の予約型乗合タクシーを公共交通として、運行するものであります。

次に、運行概要ですが、運行エリアは有年地区全域で、利用対象者は赤穂市民の方で、事前に登録をされた方となっております。

利用方法につきましては、完全予約制で、2ページ上段にあります利用時間のうち、①便、②便を利用する場合は前日の午後6時までに、③便から⑥便を利用する場合は、当日の午前10時までに、タクシー事業者に予約の連絡をして、ご利用いただくこととしております。

次に、運行方式ですが、計画主体は赤穂市、運行主体は市内のタクシー事業者で、赤穂タクシー株式会社、赤穂神姫タクシー株式会社、御崎タクシー株式会社の3社で、それぞれ2カ月ごとの輪番制で運行をしております。

運行開始は、平成28年7月11日から、自宅から宮前停留所までの間、平成30年4月1日から、宮前停留所のほかに有年診療所、有年公民館、JR有年駅を新たに乗降場所として追加し、運行しております。車両は、それぞれタクシー事業者の中型車両セダン型を常用車両として2台、予備車両として2台確保しております。

運行日は、月曜日から土曜日の週6日で、運休日は、日曜日と12月29日から1月3日の年末年始となっております。運賃は、1回の乗車につき300円で、小学生未満の方は無料となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。利用時間について、であります。

①便から⑥便まで、掲記の時間でご利用いただけるものとしております。次にその下、デマンドタクシーの運行実績について、であります。平成28年7月11日から運行を開始いたしましたが、平成28年度のご利用は2人でありました。平成29年度は、少し増え、58人の利用となりました。平成30年度から、「宮前停留所」のほかに、自宅から「有年診療所」、「有年公民館」、「JR有年駅」も乗降場所として利用できるようにいたしましたところ、利用者が大幅に増え、338人の利用となっております。

次にその下、収入の部ですが、平成30年度の利用が338人（無料0人）でしたので、運行収入は300円を乗じた10万1,400円となっております。

次にその下、支出の部ですが、運行経費が114万8,080円、事務費が69万3,820円（307日分）、あわせて184万1,900円となっております。

収入の部に戻りまして、先ほどの支出の部合計184万1,900円から運行収入10万1,400円を差し引いた174万500円が市からの補助金となっております。

なお、現在、利用登録者は165名で、4月から6月末の3ヶ月で127名の方々にデマンドタクシーをご利用いただいております。

デマンドタクシーの運行状況については、以上でございます。

会長

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

無いようですので、次に、(3) 赤穂市地域公共交通会議第7回分科会報告について、に進みます。

本日の協議事項は、次第6のとおり「ゆらのすけの増便(案)について」、「バスの運行に関する要望について」、「路線バス(ウエスト神姫)の運賃改定について」を予定していますが、本日の全体会に諮るにあたり、事前に分科会を開催し、協議を行っております。

まずは、分科会の沖委員長より、7月23日に開催しました第7回分科会の議事概要につきましてご報告をいただき、その後、皆さんからご意見を頂戴していきたいと思っております。

それでは、沖委員長お願いいたします。

委員長

それでは、7月23日に開催いたしました、赤穂市地域公共交通会議第7回分科会の概要についてご報告をさせていただきます。

分科会の協議結果をお手元の資料3にまとめておりますので、そちらをご覧ください。

ゆらのすけの増便(案)についてでございますが、現在ゆらのすけは南北ルートBを除き週2日運行しております。今回、ゆらのすけを1台増車することにより、運行しております5路線全ての路線の運行日を、週3日運行するものがございます。現在の各ルートの運行曜日を変更することなく、運行を1日増やしたいということでございます。また、増便の時期につきましては、令和2年1月からの運行を見込んでおります。

委員からは、有年・高雄・高野、西部地区など高齢者が多い地区では、車を手放せない状況であり、そのため運転免許証を返納したくてもできない人も多く、そのような地区では、ゆらのすけの増便を望む声が多いとの意見がございました。また、バスだけでは、細かな要望に応えられないのではないか。今後、タクシーをさらに利用してもらえるような方策を検討していただきたいとの意見もあがりました。以上のような協議がなされました結果、今後さらに進む人口減少と高齢化社会を考えますと、特に周辺地区における生活の足を確保する観点からゆらのすけの増便案を了承するものがございます。

なお、タクシーの利活用の促進につきましては今後、具体的に検討していただきたいと思っております。

次に(2)バスの運行に関する要望についてでございます。まず、①路線バス運行地区へのゆらのすけの乗り入れについてです。路線バスが運行している尾崎、御崎、千鳥地区にゆらのすけを乗り入れすることは、路線バスとコミュニティバスとの競合により、路線バス減便や廃止という事態を招きかねないことから現状は極



めて困難ではないか、ということが確認されました。また、バス会社からは、厳しい経済状況の中、路線バスの運行地区にゆらのすけを乗り入れすることは、経営に直接大きな影響を与えることになる。その場合、路線バスの減便や廃止ということも考えていかざるをえなくなるとの意見がございました。そのため、要望内容に対する1つの方策として、既存の路線バスについてルート変更など利便性向上に向けた検討をしていただくことをバス事業者をお願いしたところでございます。

次に2ページの中ほどに記載しております②マリンプラザ（マンション）敷地内への乗り入れについてでございます。バス事業者からは、現行の路線バスの車両では、入り口の鋭角に曲がった道路形状やロータリー内へのバックによる切り替えしが必要との意見があり、公共交通で最も優先すべき運行の安全性を確保できないという観点から路線バスの乗り入れはできないと確認をとりました。

最後に（3）路線バス（ウエスト神姫）の運賃改定についてでございます。赤穂市内における特別初乗り区間を廃止し、通常の初乗り運賃に見直す案がウエスト神姫さんから示されました。表の1改定内容の欄に記載の路線の区間において現行100円の初乗り運賃を170円に改定するもので、消費税率改定時の本年10月1日からの実施を予定しております。厳しい経営状況の中、路線維持への収益確保の必要性などから今回の見直しについて分科会では了承いたしました。

以上で分科会の報告を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございます。

それでは、早速協議事項へ入らせていただきたいと思います。

まず（1）のゆらのすけの増便（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ゆらのすけの増便（案）について説明いたします。資料4をご覧ください。

ゆらのすけの増便につきましては、特に高齢化が進む周辺地域において、公共交通の利便性の向上に向け、市民の方々や市議会においてもたびたびご意見やご質問をいただいておりますところ、今般、新たな車両を増車することにより、増便したいと考えております。

具体的には、南北ルートBを除く4ルートにつきましては、現在、週2日で運行しておりますところ、5ルート全てを週3日運行という形で、運行日を1日増やしたいと考えております。

その際、表に記載のとおり、各ルート、既存の運行曜日は変更いたしません。今現在の運行曜日に1日追加いたします。これは、現在の運行曜日に慣れている利用者の利便性の確保と混乱を避ける意味で、既存の運行曜日にプラス1日としております。

これにより、各ルートにおいて表の増便案に記載のとおり、網掛けの部分が増便されることになります。

増便の時期につきましては、新しい車両が受注生産となっております、その納車時期から、来年1月からの運行を見込んでおりますが、認可手続きを経て、正式に決定していきたいと考えております。

なお、分科会では、今後特にバスだけでは細かな要望に応えられないのではないか、そのため、タクシーの利活用の促進を検討していただきたいとの意見をいただいております。

以上で、説明を終わります。

会長

事務局の説明は終わりました。

この件について、分科会の報告も踏まえ、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

専門員

1点お伺いします。今回、1台増車するとのことですが、どのような車を導入される予定ですか。

事務局

現在も運行しております日野のポンチョです。資料1の10ページに、ていじゅうろうの写真がありますが、それと同じ型のものであります。

専門員

1便当たりの乗車人数を見ますと、少ないところでは3名であり、ほとんどが10人未満で運行されています。このような大型のバスではなく、たとえば10人乗りのバスやハイエースなども検討できるのではないかと思います。

事務局

現在、主に朝になります利用者が25人から30人近くになる時間帯もございします。今後、車両につきましても十分に検討する必要があるとは思いますが、現在のところは、ていじゅうろうと同じ型の車両が適しているものと考えております。

会長

他にございませんか。

委員

いつもタクシーをご利用いただきありがとうございます。

分科会でも発言させていただきましたが、大動脈をバス、毛細血管のようなところをタクシーと効率的にご利用していただけたらと思います。今後もタクシーのご利用をしていただけるように、考えていただきたいことを再度この場でお願いしたいと思います。

会長

何か事務局からございますか。

事務局

分科会でもご発言をいただきまして、事務局としてもご意見として十分受け止めさせていただきます。

会長

皆さんからこの件についてご意見ございませんか。

ないようですので、それでは、意見をまとめさせていただきます。

ゆらのすけの増便については、分科会の報告のとおり、今後ますます過疎化が進む周辺地域の高齢者の足の確保という観点から、原案のとおり進めることとし、また、今後はバスだけでなくタクシーなどの交通機関の利活用を促進していく、ということ、了承してよろしいでしょうか。

委員・専門員

(異議なし)

異議なしということですので、ゆらのすけの増便(案)につきましては原案のとおり進めていきたいと思えます。

次に、(2)バスの運行に関する要望について、に進みます。

資料5になります。まず、番号①について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号①路線バス運行地区へのゆらのすけ乗入れについて、ご説明いたします。

この件につきましては、平成25年2月19日に開催されました第1回の分科会においても協議をいただいておりますが、その後も、尾崎、御崎地区や千鳥地区において、路線バスは運行しているけれども、停留所まで遠い、路線バスよりも運賃が安いゆらのすけを走らせてほしいというご意見があります。次のページの赤穂市バス路線図をご覧ください。

これまでも説明をさせていただいておりますが、ゆらのすけは、公共交通空白地域や不便地域の解消を図ることを目的として運行しているコミュニティバスであります。具体的に申し上げますと、赤穂市では、路線バスが運行していない地域を公共交通空白地域としておりますので、事務局としましては、路線バスが運行している地区については、公共交通空白地域と考えておりません。

次のページに、路線バスの時刻表を添付しておりますが、ご覧のとおり、尾崎、御崎地区では、現在、路線バスが毎日約30分に1本走っている状況であり、千鳥地区についても、通学のための便を除き、1日3本運行している状況であります。

また、この件については、国土交通省が定める「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」を念頭に、神戸運輸監理部など関係機関と協議を行ってまいりましたが、コミュニティバスの導入については、路線バスと実質的に競合することのないように留意すべきとのガイドラインの趣旨の説明を受けております。

この点について、分科会においてウエスト神姫さんからは、路線バスが運行している地区に、ゆらのすけを乗入れることは、路線バスの減便や廃止も考えられるとの意見がございました。

一方、住民代表の方からは、要望の趣旨は理解し、そうなって欲しいという期待はあるが、路線バスが減便や廃止になって不便になることは避けてもらいたいと

の意見もありました。

これらのことから、現在路線バスが運行している尾崎、御崎、千鳥地区にゆらのすけを乗入れることは困難と考えております。

このため、既存の路線バスについて、ルート変更などの対応ができないか、ウエスト神姫さんにご検討をいただきたいと考えております。以上です。

会長

事務局の説明は、終わりました。

この件については、分科会の報告にもございましたが、現在、路線バスとコミュニティバスを運行しているウエスト神姫さんから改めてご意見をお伺いしたいと思っております。ウエスト神姫さんお願いします。

ウエスト神姫

先ほど事務局からご説明がありましたが、分科会でも申し上げたとおり、私どもは、路線バスを運行している尾崎、御崎、千鳥地区については、なかなか厳しい状況が続き、赤字路線もある中で何とか維持をしている状況です。その中で、コミュニティバスを乗り入れるということは、運賃の形態が違いますので直接、路線バスへの影響が出るのが予想され、減便や廃止を想定しなければなりません。何とか自主運行を続ける中で、維持をしていくというところで、路線バスとコミュニティバスの棲み分けが必要であると考えます。また、路線バスについてご要望がありましたら、できる範囲で要望にお応えするというスタンスはもっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。

それでは、分科会の報告も含めまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

専門員

コミュニティバスでは、停留所以外で降りたいという要望はありませんか。もし、そのような要望があれば、対応できるのですか。

事務局

圏域を走っている圏域バスでは、備前市内にフリー乗車区間がございます。それが、認められる区間では、自由に乗降できます。しかし、通常は、停留所で認可を受けておりますので、自由に乗降することはできません。

専門員

市内にはありませんか。

事務局

ありません。

会長

他にございませんか。

専門員

コミュニティバスとは、路線バスを補完するものと考えています。コミュニティバスが路線バスに参入していくことは、路線バスの経営を圧迫することとなりますので、結果として路線バスの運営が厳しくなります。先ほどウエスト神姫さんがおっしゃっていましたが、減便や撤退ということも考えなければならなくなると思いますので、十分ご留意いただきたいと思います。

また、この先の協議事項と関連しますが、ウエスト神姫さんが運賃改定を考えておられます。おそらく、この地域に関してもコミュニティバスと路線バスが競合している部分があるのだろうと考えております。路線バスは 170 円で、コミュニティバスは 100 円となると、結果としてコミュニティバスが路線バスの経営を圧迫することとなります。路線バスとコミュニティバスの棲み分けについてもお考えいただけたらと思います。

会長

先の協議事項になりますが、ウエスト神姫さんの改定予定のところは、特別な取り扱いで、通常より運賃が安くなっていますね。

ウエスト神姫

消費税の改定がある 10 月のタイミングで、特別初乗り区間という 100 円で運行している区間について、だいたい 2 キロ圏内の区間を路線維持のために、本来の初乗りの値段にしていく必要があると判断しました。今回、この公共交通会議に諮っていただくこととなりました。

会長

他にご意見ありませんか。

無いようですので、意見をまとめさせていただきます。

路線バス運行地区へのゆらのすけの乗り入れにつきましては、分科会の報告のとおり、現在、路線バスが運行している尾崎、御崎、千鳥地区にゆらのすけを乗入れることは、路線バスとコミュニティバスとの競合により、路線バスの減便や廃止という事態を招きかねないことから、現状は極めて困難であると考えられる。そのため、既存の路線バスのルート変更について、安全面などの課題をクリアしながら、利便性向上に向けた検討をしていただくということによろしいでしょうか。

委員・専門員

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、次の要望事項に進みます。

番号②について、事務局から説明をお願いします。

事務局

路線バスに関する要望について、番号②のマリンプラザ敷地内への乗入れについてであります。資料の最後のページの図面をご覧ください。

本年 4 月から、マリンプラザから小学校へ通学する児童がおられるところ、マンションの前の道路には歩道がなく、トラックや車が通行するので危険であること

からマンションの敷地内に路線バスを乗入れてほしいとの要望であります。

この要望内容につきましては、バスを運行しておりますウエスト神姫さんと協議を行いました。路線バスの車両の構造上、マリンプラザへの乗入れに対する安全性が確保できないことから、マンション敷地内への乗入れは困難と考えております。

会長 事務局の説明は、終わりました。

この件についても、ウエスト神姫さんの路線バスの運行に関する内容になりますので、改めてウエスト神姫さんのご意見をお伺いしたいと思います。ウエスト神姫さんお願いします。

ウエスト神姫 路線バスは、中型や大型のバスを運行することから、物理的に、鋭角の部分や中で回転する際にバックを伴うことから、要望の趣旨はよく分かりますが、安全性に問題があると判断しました。

会長 路線バスはバックできないということですか。

ウエスト神姫 バックを伴いますと、小さなお子様がいらっしゃると危険ということですか。

会長 安全面ですね。ご意見やご質問がありましたら、お願いします。

専門員 現在はどうされているのですか。

事務局 現在は、他の児童との集合地点まで保護者が車で送っていると聞いております。

専門員 バスに乗るということになると、どの停留所まで行くことになりますか。

事務局 バスを使うのであれば、浜社宅前の停留所を利用することになります。

会長 そこまでが危険ということですよ。

事務局 はい。歩道もなく、道路も狭いです。

専門員 何人くらい利用されますか。

事務局 本年から1人、来年は、もう1人増えると聞いております。

会長 他にご意見やご質問がありましたら、お願いします。

特に無いようですので、意見をまとめさせていただきます。

マリンプラザ敷地内への路線バスの乗り入れにつきましては、分科会の報告のとおり、バスの運行事業者による現地確認を踏まえ、公共交通で最も優先すべき運行の安全性が確保できないということから、路線バスの乗り入れは困難との結論でよろしいですか。

委員・専門員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは、次の項目に進みます。

(3) 路線バスの運賃改定について、ウエスト神姫さんから説明をお願いします。

ウエスト神姫 資料6、赤穂市内の特別初乗り区間の見直しについて説明させていただきます。2 ページ目のように、観光地でもありますので、播州赤穂駅を中心としまして約2キロ圏内を特別初乗り区間ということで、本来、初乗りは160円のところを100円にしていました。この区間を10月の消費税改定時に通常の初乗り運賃に戻し、現在の100円を170円(消費税改定時に初乗り160円から170円)に申請中です。まだ、認可を受けておりませんので、予定です。この区間につきましては、色んな路線が重なって駅に向かって運行しておりますので、通常の形に戻し、路線の維持、収益にしたいと思います。

実施予定日は、令和元年10月1日を予定しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

会長 ただ今のウエスト神姫さんの説明について、分科会の報告も踏まえ、ご質問、ご意見はございませんか。

専門員 ウエスト神姫さんにご質問です。特別措置だと思いますが、100円にされた経緯を教えてください。また、100円を170円にすることにより、収益確保を図りたいとのことでしたが、どれくらいの収益を見込める予想ですか。可能な限り教えてください。

ウエスト神姫 観光地ということで、駅を降りて2キロ圏内をバスを利用できるということで設定した運賃となっております。2キロ圏内ということで、利用につきましては、今の利用状況を見ますと、実際少ない状況にあります。地元の利用客もいらっしゃいますが、生活の中で利用される方は近距離をバスで移動される方は少ないことから、1日おおよそ20人ほどであり、大きな収益の見込みはあまりないかもしれませんが、積み上げると大きくなりますので、改定したいと考えております。

会長 他にございませんか。

無いようですので、路線バスの運賃改定につきましては、原案のとおり了承することとしてよろしいですか。

委員・専門員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました協議事項は終わりました。

次に、次第7のその他ですが、公益社団法人兵庫県バス協会の水田様からチラシが1枚配布されております。このチラシについて水田様にご説明をお願いします。

バス協会 お手元のチラシをご覧ください。特に乗り合い事業での運転手が不足しております。都市部におきましては、増便したくても運転手がいなかったため増便できないところもございます。地方におきましても、利用者の減や運転手不足により減便や休止ということもあります。利用者の方の利便を損ねないように現状維持を進めるにしても乗務員さんの不足で事業者さんは非常に苦勞されています。協会としては、バスの運転手さんになりませんか、ということでこのようなチラシを作成しました。大型二種の免許を取得する支援制度を整えている事業者さんもございますので、お知り合い等々にご紹介いただきたいと思えます。また、兵庫県バス協会のホームページに各バス事業者さんの求人情報を閲覧できるようにリンクさせておりますので、合わせてご紹介いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

会長 この件につきまして、ご質問等ございませんか。

無いようですので、事務局からお願いします。

事務局 先ほどご了解をいただきました、ゆらのすけの増便につきましては、今後、バス事業者による届出の手続きや、新規車両の整備を進めてまいりますとともに、住民への周知につきまして、広報や新たな時刻表パンフレットの全戸配布等によるPRに務めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございました。その他にありませんか。

委員 人が動くことに関して、この地域ですとJRやバス、タクシーや個人使用の車と様々な交通手段があります。公共性の強い移動手段については、市内の方全員が対象になりますが、福祉の面ですと、ごく一部の方を対象とした移動手段がございます。

市役所の方には、横の連携もしていただき、何とかなる方は少し努力をしていただき、本当に困っている方に手を差し伸べることができるような交通手段を考えていただければと思えます。



自分の仕事もありますが、横と手を組んでいただき、赤穂市に住んでいる方がもっと便利に移動していただけるような施策を考えていただきたいと思います。バスであつたり、タクシーであつたり、色々な交通機関を利用していただければと思いますので、ぜひご検討をよろしく申し上げます。

会長

他にご意見ございませんか。

無いようですので、それでは最後に、本日、皆様には率直なご意見をいただきありがとうございました。今後、人口減少と高齢化が一層進行していく中で、公共交通の充実は、最も大きな行政課題の1つでございます。皆様には、それぞれの分野で今後とも赤穂市の公共交通について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これもちまして、本日の会議は終了いたします。